

平成30年8月24日

佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用・発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として、防衛省と佐賀県は、以下のとおり合意した。

合 意 事 項

1 環境保全と補償に関する協議会の設置

防衛省と佐賀県は、佐賀空港の自衛隊使用に関する環境保全と補償に関する協議等を行うため、防衛省、佐賀県、有明海漁協等の関係機関が参加する「協議会」を設置する。

2 防衛省の着陸料100億円の支払いと佐賀県の基金の創設

防衛省は、佐賀県からの申し入れを踏まえ、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、予算の国会議決を前提とした上で、着陸料を合計100億円（年5億円を20年間）支払う。

佐賀県は、防衛省が支払う着陸料収入をもとに、有明海漁業の振興を行うため、「漁業振興基金（仮称）」を創設する。併せて、環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、「補償基金（仮称）」を創設する。

なお、100億円の支払いが終了した後の自衛隊機の着陸料については、自衛隊機の佐賀空港使用状況を踏まえ、改めて防衛省と佐賀県で協議する。

3 オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化

防衛省と佐賀県は、オスプレイの安全性に関して双方向で連絡を密にするルールを構築する。以下の事項について、具体的な内容が固まったものから順次実施していく。

- ・ 陸自オスプレイを含め佐賀空港を使用する自衛隊機が事故を起こした場合等の重大事案における防衛省と佐賀県間のホットラインの設置
- ・ 陸自オスプレイを含め佐賀空港を使用する自衛隊機の安全性に関する定期的な連絡会の開催
- ・ 米軍オスプレイの事故等の速やかな情報共有
- ・ 連絡窓口の設置 等